

# 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則の概要

## 1 改正の趣旨

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年条例第57号。以下「条例」という。）の改正※に伴い、「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則」（平成21年規則第73号。以下「規則」という。）の関連規定について、所要の改正を行うもの。

※令和6年10月22日公布、令和7年4月1日施行

## 2 改正の内容

事業活動温暖化対策計画書※において、県が、事業者による脱炭素化の取組を評価し、評価結果を公表する仕組み（以下「評価制度」という。）の導入等を踏まえて、次のとおり規定を整備する。

※ 県条例に基づき、県内で一定規模以上の事業活動を行う事業者（特定大規模事業者）に対して、事業活動に伴う温室効果ガスの削減目標、削減対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、事業者の取組を県が評価・公表する制度。特定大規模事業者以外の事業者（中小規模事業者）も、簡易な計画書等の任意提出が可能（横浜市及び川崎市も市条例に基づき、同様の制度を運用）

### (1) 事業活動温暖化対策計画書制度における評価制度の導入等

- ア 評価制度の導入を踏まえた規定の整備を行う。（改正後の第6条関係）
- イ 提出様式の統廃合等を踏まえた規定等、所要の規定の整備を行う。（改正後の第3条から第7条まで関係）
- ウ 現行の事業活動温暖化対策計画書制度の運用見直しに係る規定の整備を行う。（改正後の第2条及び第3条関係）
- エ 県が、計画書提出事業者の事業所等に現地調査をする際に携行する立入調査員証についての規定を整備する。（改正後の第7条関係）

### (2) その他所要の見直し

- ア 条例において、他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録制度※に係る規定を削除したことに伴い、規則の関係規定を削除する。（改正前の第27条から第37条まで関係）

※ 他者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する事業（省エネ診断事業、ESCO事業等）を行う事業者を、県が登録簿に登録して公表し、県内事業者等が自らの排出削減に取り組む際の参考としてもらうことを目的とした制度（平成22年度から施行）。条例制定当時は、脱炭素関連の民間事業が少なかったことから意義のある制度であったが、多くの関連事業が生まれている現在においては、条例に位置付ける必要性が薄れているため、廃止することとした。

- イ 条例の一部改正に伴い、引用条項を整理する。（改正後の第27条関係）

## 3 施行期日及び経過措置

### (1) 施行期日

令和7年4月1日

### (2) 経過措置

この規則の施行日前に、改正前の条例第11条第1項又は第4項に規定する事業活動温暖化対策計画書を提出した場合における改正前の規則（第3条から第7条までに限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。